

# 交番速報

～地域の安全はみんなの力で！～  
原町交番

## 架空請求詐欺の新たな手口が急増！

～ハガキの裏面に情報保護シールを貼付～

近年、携帯電話の普及に伴い、電子メールを使った手口が多発していますが、昨年4月以降、民事訴訟管理センターなどを装って民事訴訟に関するハガキを送付し、電話をかけてきた相手から現金などをだまし取る架空請求詐欺の被害や相談も相次いでいます。

ハガキを使った手口は、従来からあった手口ですが、今年に入って、

**ハガキの裏面に情報保護シールを貼付したハガキ（下図参照）**

を送付する事案が県内で数件確認されています。

情報保護シールは、公的機関や公共料金の案内などに利用されるため、このシールを貼ることにより、ハガキの信用性を高め、だましやすくしているものと思われます（このシールは、インターネット等で容易に購入できます）。

他署管内でも多数発生しており、今後も増加するおそれがありますので、十分注意をお願いします。

総合消費料金未納分訴訟最終通知書



総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管收番号(印)001

この書、貴方の未納とした総合消費料金について、本府  
に申し立て、審判を求め、訴訟中に収入の滞りなどを本府に  
申し渡すこととなります。

下記に記された、貴府の未納分訴訟最終通知書に  
署名、捺印を求め、裁判所へ提出する所定の手続きを  
行われ、本府に送付された後、本府の収入滞り  
を、裁判所に申し立て、訴訟中に収入の滞りなどを  
本府に申し渡すこととなります。

本府に申し立て、裁判所に提出された後、本府に  
送付された後、本府の収入滞りを、裁判所に  
申し渡すこととなります。

本府に申し立て、裁判所に提出された後、本府に  
送付された後、本府の収入滞りを、裁判所に  
申し渡すこととなります。

民事訴訟管理センター  
〒810-0801 広島県広島市東区1-1-1  
0940-36-0110  
0940-36-0110

(ハガキ裏面)

シールを剥がすと



自分だけは大丈夫。。。

と思っていませんか?!

